

地方独立行政法人

鳥取県産業技術センター

中期計画（案）

基本的な考え方

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。（センター定款）

センターは特に、県民・企業に対して提供するサービス等の質的向上を図るため、産業の「自立化・高付加価値化」の促進に向けた技術支援等の機能強化に努めるとともに、実践的産業人材の戦略的育成を担う。さらに、知的財産権の戦略的な取得・活用及び県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能を強化する。

センターの業務実施に当たっては、理事長のリーダーシップの下、適宜数値目標を掲げて迅速かつ柔軟に取り組み、業務運営の改善を図りながら、新事業創出に向けた「産学金官連携」を強化するとともに、独自の業績評価システムを確立する。その他業務運営に関する重要事項として、労働安全衛生管理等に係るコンプライアンス体制の確立と徹底、ISO14001規格の遵守を通じた環境負荷の低減と環境保全の促進に努める。

センターは、以上の取り組みを通じて、より高度な技術支援のプロフェッショナル集団となるとともに、鳥取県が推進する「知の地域づくり」の一翼を担う。

中期計画の期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とする。

県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。

（1）技術支援（技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

技術相談・現地指導

- a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。

- b. 中期計画期間中に延べ2,000社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象とした2年毎のアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。

依頼試験

- a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。
- b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。

機器利用

- a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、中期計画期間中に52,000時間の機器利用サービスを実施する。
- b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。
- c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、有害物質規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して計画的に導入する。
- d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。

(2) 研究開発

研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。

研究テーマの設定と実施

研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。

シーズ・実用化研究

将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。

a. 情報・電子応用技術に関する分野

製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。

b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野

高級木材代替品の開発を目的とした、高温高压水を用いた県産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。

c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野

耐熱合金製小径穴加工用ドリルの長寿命化(従来比 1.5 倍)を目的とした、難削材の超高速切削加工法に関する研究など、材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。

d. 表面改質技術に関する分野

パンチ金型の母材表面の耐久性向上(従来比 2 倍)を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。

e. 地域資源活用食品に関する分野

マグロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マグロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。

f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野

内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを目指した研究開発を行う。

g. 発酵利用食品に関する分野

フルーティで濃醇なとっとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。

研究評価

研究評価は原則として、センター役職員による中間評価及び外部専門家とセンター役職員とで構成される研究評価委員会による年度末評価とする。中間評価と年度末評価においては、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などを評価対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。

(3) 起業化を目指す事業者等への支援

研究開発に係る場の提供と技術支援

鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。

技術講習会等を通じた支援

研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を中期計画期間中に20回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。

各種広報媒体等を利用した技術情報の提供

刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。

補助金・融資等に係る情報の提供

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。

2 実践的産業人材の戦略的育成

(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施

国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。

液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業：産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を中期計画期間中に40名育成する。

組込システム開発人材育成事業：デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術者を中期計画期間中に40名育成する。

次世代ものづくり人材育成事業：高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工業において、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者を中期計画期間中に40名育成する。

戦略的商品開発支援事業：市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を中期計画期間中に40名育成する。

また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。

(2) 鳥取県産業人材育成戦略の策定

企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「鳥取県産業人材育成戦略」を策定する。

3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。

(1) 「鳥取クリスタル・コリドール構想」に係る人材育成等

「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」を通じた実証講義、教材のブラッシュアップ等に対する支援、及び電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。

(2)「健・食・知スマート・コリドール構想」に係る研究開発等

同構想に係る「都市エリア産学官連携推進事業」を進めるため、染色体工学技術による生活習慣病予防食品等の開発とその評価システムの構築、ヒト人工染色体技術を利用した機能性食品素材簡便評価用細胞の作出、食品成分の機能・安全性の評価手法の開発を通じた支援、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。

4 知的財産権の戦略的な取得と活用

知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。

5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

(1) 組織運営の改善

理事長は役職員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。

(2) 広報活動の充実

センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、中期計画期間中に50件のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。

(3) 職員の資質向上と人材育成

職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点をおいた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。

3 独自の業績評価システムの確立

役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬（退職手当を含む。）に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。

職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。

財務内容の改善に関する事項

1 外部資金その他自己収入の確保

産学金官との連携により、中期計画期間中に8件の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないよう努める。

なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1：1とする。

2 経費の抑制

管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施する。こうした努力を通じて、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置（臨時的経費及び人件費を除く。）については、利用企業等に対するサービスを低下させることなく、中期計画期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行う。

3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

3.1 予算（人件費の見積もりを含む。）

平成19年度～平成22年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	3,130
施設設備整備費補助金	110
自己収入	198
事業収入	84
補助金等収入	53
外部資金試験研究収入	61
合 計	3,438
支 出	
業務費	2,376
研究開発等経費	593
外部資金試験研究費	60
人件費	1,723
一般管理費	952
施設設備整備費	110
合 計	3,438

〔人件費の見積もり〕

中期目標期間中総額、1,723百万円を支出します。（退職手当は除く。）

金額については見込みであり、今後、変更する可能性があります。

3.2 収支計画

平成19年度～平成22年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	3,502
業務費	2,223
研究開発等経費	439
外部資金試験研究費	61
人件費	1,723
一般管理費	952
減価償却費	327
収入の部	
經常収益	3,502
運営費交付金収益	3,030
外部資金試験研究費収益	61
補助金等収益	0
事業収益	84
資産見返運営費交付金等戻入	31
資産見返物品受贈額戻入	258
資産見返補助金等戻入	38
純利益	0
総利益	0

金額については見込みであり、今後、変更する可能性があります。

3.3 資金計画

平成19年度～平成22年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,438
業務活動による支出	3,175
投資活動による支出	263
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3,438
業務活動による収入	3,438
運営費交付金による収入	3,130
補助金による収入	163
外部資金試験研究における収入	61
事業収入	84
その他の収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

金額については見込みであり、今後、変更する可能性があります。

4 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

325百万円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。

5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。

その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守

センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑念や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。

センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、センター安全衛生委員会を設置して職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、中期計画期間中に労働安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。

(4) 職員への社会貢献意識の徹底

職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。

(2) 環境マネジメントの着実な実施

鳥取・米子施設では取得済みのISO14001規格を遵守した運営に努めるとともに、境港施設では中期計画期間中に新たにISO14001の取得を行う。また、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムを全施設で確立する。

3 情報の共有化の徹底

業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に行い、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。

その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。

2 人事に関する計画

(1) 基本的な方針

企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。

(2) 人事に関する指標等

運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標・中期計画（案）項目別対比表

中期目標	中期計画（案）
<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標</p> <p>基本的な考え方</p> <p>県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、他都道府県の公設試験研究機関と比較して、一事業所当たりの技術相談・現地指導件数が圧倒的に多いなど、県内製造業を中心とした本県産業の技術高度化に向けた中核的推進機関である。</p> <p>これまで、企業ニーズに対応した施設整備や迅速な意思決定に向けた組織見直しなどセンターの機能強化を進め、県内産業振興に大きな役割を果たしてきたところであるが、今後、県内製造業が環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化したセンターの技術支援が求められる。</p> <p>そこで、技術支援機能をより一層強化するために、センターを地方独立行政法人化するが、このたびの法人化は経費削減や公務員削減等の行財政改革とは目的を異にするものであり、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的である。</p> <p>そして、かかる目的を達成するため、県内製造業及び関連産業における</p> <p>「付加価値額（営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの）」 「付加価値率（県内生産額に占める付加価値額の割合）」 の向上のための技術支援をセンターへのミッションとし、センターに本中期目標を指示するものである。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、「コンプライアンス」と「環境への配慮」を核とした内部統制によって組織体制を構築していくとともに、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民への説明責任」を果たさなければならない。</p> <p>さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、技術支援のプロフェッショナル集団として自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待するものである。</p> <p>中期目標の期間</p> <p>平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とすること。</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期計画</p> <p>基本的な考え方</p> <p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。（センター定款）</p> <p>センターは特に、県民・企業に対して提供するサービス等の質的向上を図るため、産業の「自立化・高付加価値化」の促進に向けた技術支援等の機能強化に努めるとともに、実践的産業人材の戦略的育成を担う。さらに、知的財産権の戦略的な取得・活用及び県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能を強化する。</p> <p>センターの業務実施に当たっては、理事長のリーダーシップの下、適宜数値目標を掲げて迅速かつ柔軟に取り組み、業務運営の改善を図りながら、新事業創出に向けた「産学官連携」を強化するとともに、独自の業績評価システムを確立する。</p> <p>その他業務運営に関する重要事項として、労働安全衛生管理等に係るコンプライアンス体制の確立と徹底、ISO14001規格の遵守を通じた環境負荷の低減と環境保全の促進に努める。</p> <p>センターは、以上の取り組みを通じて、より高度な技術支援のプロフェッショナル集団となるとともに、鳥取県が推進する「知の地域づくり」の一翼を担う。</p> <p>中期計画の期間</p> <p>平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とすること。</p>

県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たっての技術的課題等を解決していく際、これまでセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。

なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかなければならない。

(1) 技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

企業ニーズの高い「技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。

また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力はもとより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。

〔機器設備の整備について〕

- ・老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。
- ・企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。

県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつぎ行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。

(1) 技術支援（技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

技術相談・現地指導

- a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。
- b. 中期計画期間中に延べ2,000社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象とした2年毎のアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。

依頼試験

- a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。
- b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。

機器利用

- a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、中期計画期間中に52,000時間の機器利用サービスを実施する。
- b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。
- c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、有害物質規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して計画的に導入する。
- d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。

(2) 研究開発

共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要がある。短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。

また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。

さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。

なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。

(2) 研究開発

研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。

研究テーマの設定と実施

研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。

シーズ・実用化研究

将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。

a. 情報・電子応用技術に関する分野

製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。

b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野

高級木材代替品の開発を目的とした、高温高压水を用いた県産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。

c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野

耐熱合金製小径穴加工用ドリルの長寿命化（従来比1.5倍）を目的とした、難削材の超高速切削加工法に関する研究など、材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。

d. 表面改質技術に関する分野

パンチ金型の母材表面の耐久性向上（従来比2倍）を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。

e. 地域資源活用食品に関する分野

マグロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マグロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。

f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野

内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを目指した研究開発を行う。

g. 発酵利用食品に関する分野

フルーティで濃醇なとっとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。

(3) 起業化を目指す事業者等への支援

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。

また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。

2 実践的産業人材の戦略的育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。

なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。

研究評価

研究評価は原則として、センター役職員による中間評価及び外部専門家とセンター役職員とで構成される研究評価委員会による年度末評価とする。中間評価と年度末評価においては、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などを評価対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。

(3) 起業化を目指す事業者等への支援

研究開発に係る場の提供と技術支援

鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。

技術講習会等を通じた支援

研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を中期計画期間中に20回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。

各種広報媒体等を利用した技術情報の提供

刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。

補助金・融資等に係る情報の提供

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。

2 実践的産業人材の戦略的育成

(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施

国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。

液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業：産学官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を中期計画期間中に40名育成する。

組込システム開発人材育成事業：デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術者を中期計画期間中に40名育成する。

次世代ものづくり人材育成事業：高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工業において、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者を中期計画期間中に40名育成する。

戦略的商品開発支援事業：市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を中期計画期間中に40名育成する。

また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。

<p>3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発</p> <p>県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。</p> <p>〔県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開〕</p> <p>「鳥取クリスタル・コリドール構想」（液晶関連企業を中心とした戦略）</p> <p>高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。</p> <p>なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。</p> <p>「健・食・知スマート・コリドール構想」（健康・食品・研究に関わる戦略）</p> <p>豊かかつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。</p> <p>また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。</p> <p>4 知的財産権の戦略的な取得と活用</p> <p>知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。</p> <p>また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。</p> <p>5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化</p> <p>企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化すること。</p> <p>また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p>	<p>(2) 鳥取県産業人材育成戦略の策定</p> <p>企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「鳥取県産業人材育成戦略」を策定する。</p> <p>3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発</p> <p>県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。</p> <p>(1) 「鳥取クリスタル・コリドール構想」に係る人材育成等</p> <p>「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」を通じた実証講義、教材のブラッシュアップ等に対する支援、及び電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。</p> <p>(2) 「健・食・知スマート・コリドール構想」に係る研究開発等</p> <p>同構想に係る「都市エリア産学官連携推進事業」を進めるため、染色体工学技術による生活習慣病予防食品等の開発とその評価システムの構築、ヒト人工染色体技術を利用した機能性食品素材簡便評価用細胞の作出、食品成分の機能・安全性の評価手法の開発を通じた支援、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。</p> <p>4 知的財産権の戦略的な取得と活用</p> <p>知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p> <p>5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化</p> <p>企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。</p>
--	---

業務運営の改善及び効率化に関する事項

自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置き、かつ真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。

また、組織・体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。

さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。

なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設試験研究機関・民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。

なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。

3 独自の業績評価システムの確立

評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。

また、職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、頑張った職員が報われるよう、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め職員に明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

(1) 組織運営の改善

理事長は役職員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。

(2) 広報活動の充実

センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、中期計画期間中に50件のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。

(3) 職員の資質向上と人材育成

職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点をおいた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。

3 独自の業績評価システムの確立

役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬（退職手当を含む。）に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。

職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。

財務内容の改善に関する事項

県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。

なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。

1 外部資金その他収入の確保

企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。

なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う使用料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。

2 経費の抑制

運営費交付金を充当して実施する業務(臨時的経費及び職員人件費を除く。)については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。

また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。

なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

財務内容の改善に関する事項

1 外部資金その他自己収入の確保

産学金官との連携により、中期計画期間中に8件の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者には過大な負担とならないよう努める。

なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1:1とする。

2 経費の抑制

管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施する。こうした努力を通じて、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置(臨時的経費及び人件費を除く。)については、利用企業等に対するサービスを低下させることなく、中期計画期間中、毎年度、前年度比1%の経費削減を行う。

3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙1～3を参照

4 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

325百万円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により、急に必要となる対策費として借入れすることを想定。

5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。

その他業務運営に関する事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守

法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。

また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。

また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。

(4) 職員への社会貢献意識の徹底

地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。

(2) 環境マネジメントの着実な実施

ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。

その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守

センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑念や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。

センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、センター安全衛生委員会を設置して職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、中期計画期間中に労働安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。

(4) 職員への社会貢献意識の徹底

職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。

(2) 環境マネジメントの着実な実施

鳥取・米子施設では取得済みのISO14001規格を遵守した運営に努めるとともに、境港施設では中期計画期間中に新たにISO14001の取得を行う。また、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムを全施設で確立する。

3 情報の共有化の徹底

業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。

3 情報の共有化の徹底

業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的を開催し、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。

その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。

2 人事に関する計画

(1) 基本的な方針

企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。

(2) 人事に関する指標等

運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。

1 予算（人件費の見積もりを含む。）

平成19年度～平成22年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	3,130
施設設備整備費補助金	110
自己収入	198
事業収入	84
補助金等収入	53
外部資金試験研究収入	61
合 計	3,438
支 出	
業務費	2,376
研究開発等経費	593
外部資金試験研究費	60
人件費	1,723
一般管理費	952
施設設備整備費	110
合 計	3,438

〔人件費の見積もり〕

中期目標期間中総額、1,723百万円を支出します。（退職手当は除く。）

金額については見込みであり、今後、変更する可能性があります。

2 収支計画

平成19年度～平成22年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	3,502
業務費	2,223
研究開発等経費	439
外部資金試験研究費	61
人件費	1,723
一般管理費	952
減価償却費	327
収入の部	
經常収益	3,502
運営費交付金収益	3,030
外部資金試験研究費収益	61
補助金等収益	0
事業収益	84
資産見返運営費交付金等戻入	31
資産見返物品受贈額戻入	258
資産見返補助金等戻入	38
純利益	0
総利益	0

金額については見込みであり、今後、変更する可能性があります。

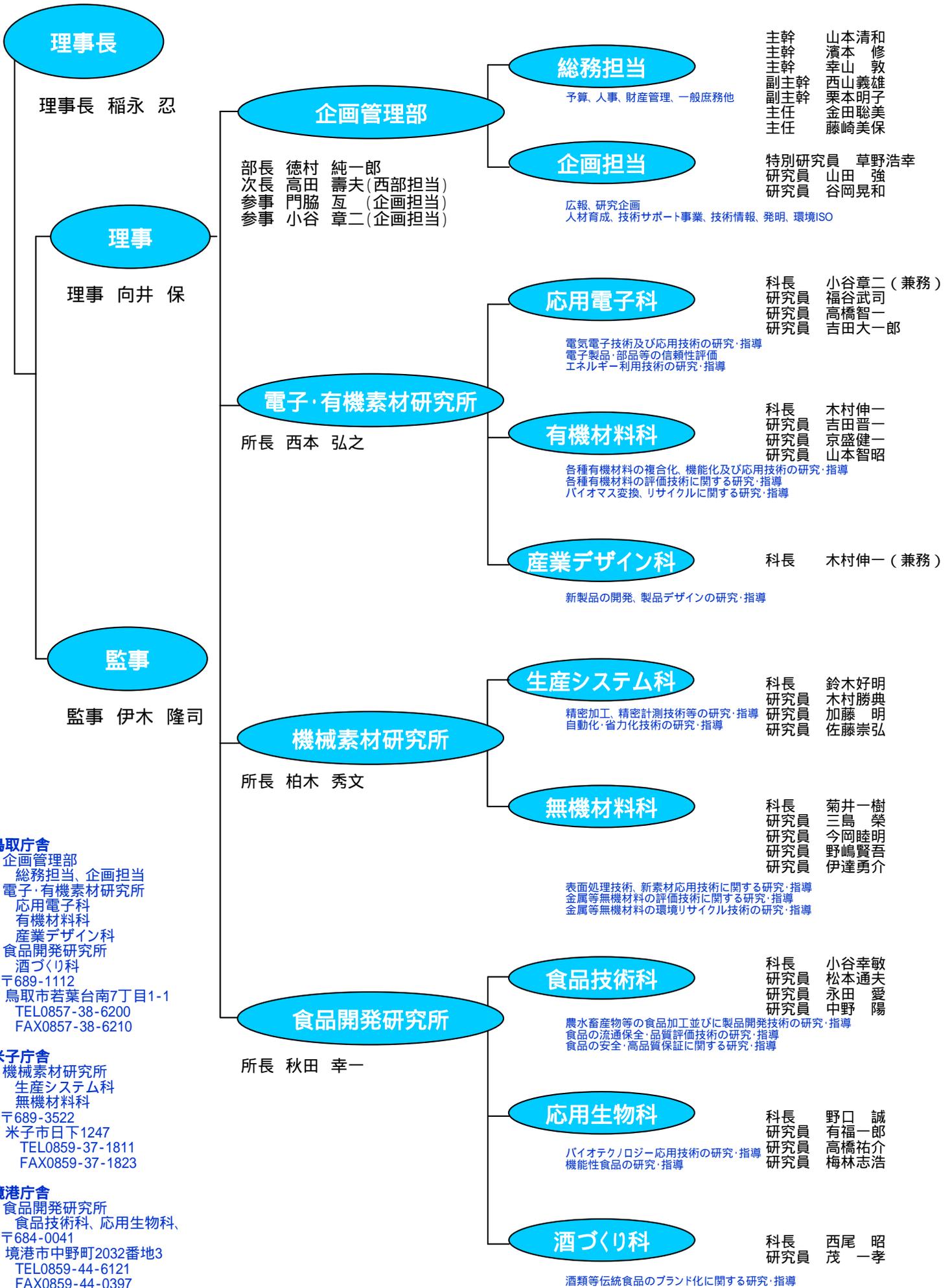
3 資金計画

平成19年度～平成22年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,438
業務活動による支出	3,175
投資活動による支出	263
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3,438
業務活動による収入	3,438
運営費交付金による収入	3,130
補助金による収入	163
外部資金試験研究における収入	61
事業収入	84
その他の収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

金額については見込みであり、今後、変更する可能性があります。



鳥取庁舎
 ・企画管理部
 ・総務担当、企画担当
 ・電子・有機素材研究所
 ・応用電子科
 ・有機材料科
 ・産業デザイン科
 ・食品開発研究所
 ・酒づくり科
 〒689-1112
 鳥取市若葉台南7丁目1-1
 TEL0857-38-6200
 FAX0857-38-6210

米子庁舎
 ・機械素材研究所
 ・生産システム科
 ・無機材料科
 〒689-3522
 米子市日下1247
 TEL0859-37-1811
 FAX0859-37-1823

境港庁舎
 ・食品開発研究所
 ・食品技術科、応用生物科
 〒684-0041
 境港市 中野町2032番地3
 TEL0859-44-6121
 FAX0859-44-0397

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
- 第2章 役員（第7条 - 第10条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第11条・第12条）
- 第4章 資本金等（第13条・第14条）
- 第5章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、鳥取県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の主たる事務所は、鳥取県鳥取市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、主たる事務所の適当な場所に備え置き、及びインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法その他適当な方法により行う。

第2章 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

（職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は鳥取県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

(役員の任期)

第10条 理事長の任期は、4年とする。

2 理事の任期は、4年とする。

3 監事の任期は、2年とする。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

第3章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 産業技術に係る相談、試験研究、分析及び支援に関すること。

(2) 産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用に関すること。

(3) 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること。

(4) 前3号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第12条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第13条 法人の資本金の額は、鳥取県が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として鳥取県が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第14条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は、鳥取県に帰属する。

第5章 雑則

(規程への委任)

第15条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第13条関係）

1 土地

名 称	所 在	地 積
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎敷地	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	20,074.79平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所敷地	米子市日下字堂平影1239番、字堂平日 南1247番、字坂前1477番1	55,193.11平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所敷地	境港市中野町字下荒蒔2032番3	2,111.59平方メ ートル
計		77,379.49平方メ ートル

2 建物

名 称	所 在	延床面積
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎エントランス棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	234.17平方メー トル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎企画管理棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	2,062.62平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎研究棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	3,455.38平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎実験棟1	鳥取市若葉台南七丁目1番1	1,428.20平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎実験棟2	鳥取市若葉台南七丁目1番1	947.38平方メー トル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎車庫棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	110.96平方メー トル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎回廊	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	195.72平方メー トル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎ガス保管庫・自転車小屋	鳥取市若葉台南七丁目1番1	32.36平方メー トル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎薬品庫	鳥取市若葉台南七丁目1番1	20.44平方メー トル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所本館	米子市日下字堂平日南1247番、字堂平 影1239番	11,313.21平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所機械室	米子市日下字坂前1477番1	140.00平方メー トル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所排水処理棟	米子市日下字堂平日南1247番	100.00平方メー トル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所本館	境港市中野町字下荒蒔2032番3、2032 番1	1,599.83平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所実験棟	境港市中野町字下荒蒔2032番3、2032 番1	288.82平方メー トル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所車庫	境港市中野町字下荒蒔2032番1	36.58平方メー トル

鳥取県産業技術センター 食品開発研究所危険物倉庫	境港市中野町字下荒蒔2032番 1	11.72平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所自転車置場	境港市中野町字下荒蒔2032番 3	21.10平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所ポンプ室	境港市中野町字下荒蒔2032番 1	12.94平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所特殊ガスボンベ庫	境港市中野町字下荒蒔2032番 1	6.79平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所高機能開発支援棟	境港市中野町字下荒蒔2032番 3、2032番 1	494.11平方メートル
	計	22,512.33平方メートル

鳥取県指令第200700002301号

鳥取市若葉台南七丁目1-1
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 稲 永 忍

平成19年4月1日付第200700002019号で申請のあった、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業務方法書については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第1項の規定により認可する。

平成19年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博



(担当)

鳥取県商工労働部産業開発課
産学金官連携室研究開発担当 森田厚史
電話：0857-26-7242
ファクシミリ：0857-21-0609



第 200700002019号
平成19年4月1日

鳥取県知事 片山 善博 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 稲 永 忍



地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業務方法書の認可申請について

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請します。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年鳥取県規則第89号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「法人」という。)の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

第2章 産業技術に係る相談、試験研究、分析及び支援

(技術相談)

第3条 法人は、産業技術の向上のため、企業等法人以外の者(以下「企業等」という。)からの技術に関する相談への対応業務を行うものとする。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

(試験及び分析)

第4条 法人は、企業等の依頼に応じて産業技術に関する試験及び分析並びにこれらに関する業務を行うものとする。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

(研究)

第5条 法人は、産業技術に関する研究を行うものとする。

2 法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究を実施することができる。

3 法人は、企業等の依頼に応じて産業技術に関する研究を受託し、又は企業等と共同して研究を行うことができる。

4 法人は、前項の業務を実施するときは、その相手方と契約を締結するものとし、当該契約においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 課題の名称及びその内容
- 二 実施期間
- 三 委託料、又は業務及び経費の分担
- 四 知的財産権の取扱い
- 五 その他必要な事項

(起業化等支援)

第6条 法人は、各種の技術開発のほか、新規の事業化、起業化等を目指す企業等に対して、

産業技術に関する必要な支援を行うことができる。

- 2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

_(人材育成支援)

第7条 法人は、職員の技術力の向上を目指す企業等に対して、人材育成に関する業務を行うことができる。

- 2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第3章 産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用

(試験研究の成果の普及及び活用)

第8条 法人は、産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用の促進を行うものとする。

- 2 前項の業務は、次の方法により実施するものとする。
 - 一 発表会又は講習会等を開催すること。
 - 二 報告書等を作成しこれを頒布すること。
 - 三 各種広報媒体を通して発信すること。
 - 四 取得した知的財産権及び保有する試験研究成果を公開し、それを実施させること。
 - 五 その他適当と認められる方法
- 3 法人は、第1項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第4章 試験機器等の設備及び施設の提供

(試験機器等の設備及び施設の提供に関する業務)

第9条 法人は、依頼に応じて法人の業務運営に支障のない範囲において、試験機器等の設備及び施設を企業等に貸出することができる。

- 2 法人は、前項の規定に基づき試験機器等の設備及び施設を貸出す場合には、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第5章 附帯業務

(附帯業務)

第10条 法人は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務を実施するものとする。

第6章 業務の委託

(業務委託の基準)

第11条 法人は、その業務の効率的かつ効果的運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第12条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。
 - 一 委託業務の名称及び内容
 - 二 実施期間
 - 三 委託料

- 四 支払方法
- 五 契約の変更及び解除の条件
- 六 業務完了の認定方法
- 七 その他必要な事項

第7章 競争入札その他契約に関する事項

第13条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

第8章 その他

第14条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附 則

この業務方法書は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 中期目標

基本的な考え方

県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、他都道府県の公設試験研究機関と比較して、一事業所当たりの技術相談・現地指導件数が圧倒的に多いなど、県内製造業を中心とした本県産業の技術高度化に向けた中核的推進機関である。

これまで、企業ニーズに対応した施設整備や迅速な意思決定に向けた組織見直しなどセンターの機能強化を進め、県内産業振興に大きな役割を果たしてきたところであるが、今後、県内製造業が環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化したセンターの技術支援が求められる。

そこで、技術支援機能をより一層強化するために、センターを地方独立行政法人化するが、このたびの法人化は経費削減や公務員削減等の行財政改革とは目的を異にするものであり、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的である。

そして、かかる目的を達成するため、県内製造業及び関連産業における

「付加価値額（営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの）」

「付加価値率（県内生産額に占める付加価値額の割合）」

の向上のための技術支援をセンターへのミッションとし、センターに本中期目標を指示するものである。

なお、事業実施に当たっては、「コンプライアンス」と「環境への配慮」を核とした内部統制によって組織体制を構築していくとともに、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民への説明責任」を果たさなければならない。

さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、技術支援のプロフェッショナル集団として自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待するものである。

中期目標の期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とすること。

県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たっての技術的課題等を解決していく際、これまでセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続

的に発揮するとともに、さらに強化すること。

なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかなければならない。

(1) 技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

企業ニーズの高い「技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。

また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力はもとより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。

〔機器設備の整備について〕

- ・老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。
- ・企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。

(2) 研究開発

共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要があるとあり、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。

また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。

さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。

なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。

(3) 起業化を目指す事業者等への支援

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。

また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。

2 実践的産業人材の戦略的育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。

なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。

3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。

〔県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開〕

「鳥取クリスタル・コリドール構想」（液晶関連企業を中心とした戦略）

高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。

なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。

「健・食・知スマート・コリドール構想」（健康・食品・研究に関わる戦略）

豊富かつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。

また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。

4 知的財産権の戦略的な取得と活用

知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。

また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。

5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化すること。

また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。

業務運営の改善及び効率化に関する事項

自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置き、かつ真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。

また、組織・体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。

さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。

なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設試験研究機関・民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。

なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。

3 独自の業績評価システムの確立

評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。

また、職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、頑張っ

た職員が報われるよう、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め職員に明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。

財務内容の改善に関する事項

県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。

なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。

1 外部資金その他収入の確保

企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。

なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う使用料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。

2 経費の抑制

運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。

また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。

なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守

法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。

また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。

と。

また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。

(4) 職員への社会貢献意識の徹底

地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。

(2) 環境マネジメントの着実な実施

ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。

3 情報の共有化の徹底

業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。

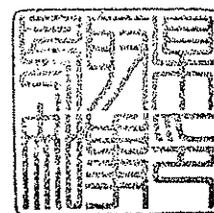
鳥取県指令第200700002305号

鳥取市若葉台南七丁目1-1
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 稲 永 忍

平成19年4月1日付第20070002060号で申請のあった、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定めた料金の上限の認可については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により認可する。

平成19年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博



(担当)

鳥取県商工労働部産業開発課
産学金官連携室研究開発担当 森田厚史
電話：0857-26-7242
ファクシミリ：0857-21-0609



第20070002060号

平成19年4月1日

鳥取県知事 片山 善博 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 稲永 忍



地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定める料金の上限に係る
認可申請について

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第23条第1項の規定に基づき、下記
のとおり料金の上限について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1	試験分析手数料	1単位	104,800円
2	機器・設備使用料	1時間	7,400円
3	職員派遣支援手数料	1日	5,000円
4	人材育成研修受講料	1人・1コース	36,000円
5	情報公開手数料	鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)別表に定める額	
6	土地・建物使用料		
	(1) 土地使用料	1平方メートル、1年	1,090円
	(2) 建物使用料		
	① 会議室使用料	1時間	2,380円
	② 上記以外の建物使用料	1平方メートル、1月	1,330円

産業技術センター施設等利用料金について

区 分	現 行	H19.4.1 以降
1. 試験分析手数料	人件費、原価償却費、光熱水費、 原材料費、雑費、消費税の合計額 最低 380 円 最高 52,440 円	・ 計算方法は現行どおり。 ・ <u>100 円単位とする。</u> (現行料金を四捨五入。最低料金は 100 円) ・ <u>県外利用者は 2 倍とする。</u> <u>〔上限額〕 104,800 円</u>
2. 機器設備・使用料	原価償却費、光熱水費、原材料 費、雑費、消費税の合計額 最低 70 円 最高 3,690 円	・ 計算方法は現行どおり。 ・ <u>100 円単位とする。</u> (現行料金を四捨五入。最低料金は 100 円) ・ <u>県外利用者は 2 倍とする。</u> <u>〔上限額〕 7,400 円</u>
3. 職員派遣支援手数料	- (技術相談・指導はすべて無料)	<u>【新設】</u> 企業の新商品開発、技術課題解決、技術移転 等のため、企業の要請により研究員を派遣す る場合を有料化。 <u>〔上限額〕 5,000 円</u>
4. 人材育成研修受講料	【技術サポート事業】 ・ 研究支援コース 23,000 円 ・ オペレータ研修コース 15,500 円 必要経費の 1/2 を受講者 が負担	必要経費の 1/2 を受講者が負担。 (現行どおり) (講師経費、テキスト代、教材代、原材料、等) 【H19 以降想定新規研修】 ・ 組込人材育成講習 30,000 円 ・ ものづくり人材育講習 15,000 円 ・ 戦略的商品開発講習 36,000 円 <u>〔上限額〕 36,000 円</u>
5. 情報公開手数料	情報公開条例に基づき徴収	現行どおり。 <u>〔上限額〕 情報公開条例施行規則別表 に定める額</u>
6. 土地・建物使用料		
土地使用料	1 m ² ・年 1,090 円 (行政財産使用料条例に基づく)	現行どおり。 <u>〔上限額〕 1,090 円</u>
会議室使用料	最低 1 時間 510 円 最高 1 時間 2,380 円	現行どおり。 <u>〔上限額〕 2,380 円</u>
上記以外建物使用料	1 m ² ・1 月 1,330 円 (行政財産使用料条例に基づく)	現行どおり。 <u>〔上限額〕 1,330 円</u>

依頼試験等の手数料一覧

H19.4.1摘要(予定)(単位:円)

区分	単位	手数料	備考
分析			
定性分析			
1 一般定性分析			
(1) 食品系一般定性分析	1成分	1,500	
(2) その他の分析	1成分	1,300	
2 特殊定性分析			
(1) 食品系特殊定性分析	1成分	3,600	
(2) 電子線微小部分析装置による分析	1件	2,800	
(3) X線回折装置による分析	1件	6,000	
(4) X線分析顕微鏡による分析	1件	2,400	
(5) 蛍光X線分析装置による分析	1件	4,000	
(6) 熱分析装置による分析	1件	6,200	新設
(7) 赤外線分光光度計による分析	1件	1,100	新設
(8) 高分解能質量分析計(ヘッドスペース使用しない)による分析	1件	5,900	新設
(9) 高分解能質量分析計(ヘッドスペース使用)による分析	1件	5,900	新設
(10) 物質微細構造システムによる分析	1件	2,700	新設
(11) 紫外可視分光光度計による分析	1件	800	新設
(12) 高速液体クロマトグラフィによる分析	1件	4,600	新設
(13) その他の分析	1成分	2,500	
定量分析			
1 一般定量分析			
(1) 食品系一般定量分析	1成分	2,600	
(2) その他の分析	1件	1,900	
2 特殊定量分析			
(1) 特殊定量分析			
ア ビタミンB1、ビタミンC又はビタミンEの分析	1成分	14,000	
イ 有機酸、糖質又は核酸の分離分析	1件	14,900	
ウ 食品添加物又は微量有害性元素の分離分析	1成分	15,200	
エ 遊離アミノ酸の分離分析	1件	33,000	
オ しょうゆの分析			
(ア) 規格分析	1件	8,400	
(イ) その他の分析	1件	3,500	
カ みその分析	1件	8,200	
キ 食酢の分析	1件	3,500	
ク 食物繊維の分析	1件	32,500	
ケ 栄養成分の分析			
(ア) 基礎6成分(水分、たんぱく質、脂質、灰分、炭水化物及びエネルギー)の分析	1件	19,700	
(イ) 基礎8成分(水分、たんぱく質、脂質、灰分、食物繊維、炭水化物、糖質及びエネルギー)	1件	52,400	
コ 高速液体分離分析装置(高速液体クロマトグラフ)による分析	1件	16,200	
サ 気体分離分析装置(ガスクロマトグラフ)による分析	1件	31,000	
シ その他の分析	1成分	6,900	
(2) X線分析顕微鏡による分析	1成分	4,700	
(3) 原子吸光度計による分析	1成分	2,200	
(4) 炭素・硫黄同時分析装置による分析	1成分	2,200	
(5) 電解分析装置による分析	1成分	4,000	
(6) グロー放電発光分光分析装置による分析	1件	5,000	
(7) 熱分析装置による分析	1件	6,200	新設
(8) 高分解能質量分析計(ヘッドスペース使用しない)による分析	1件	13,700	新設
(9) 高分解能質量分析計(ヘッドスペース使用)	1件	15,100	新設
(10) 紫外可視分光光度計による分析	1件	4,400	新設
(11) 高速液体クロマトグラフィによる分析	1件	8,600	新設
(12) 紫外可視吸光度計による分析	1件	2,100	新設
(13) その他の分析			
ア 醸造水の分析	1件	8,100	

	区分	単位	手数料	備考	
測定	試験				
	1 酒類関係の試験				
	(1) 酵母の培養試験	1件	2,400		
	(2) 計器の比較補正試験	1件	400		
	2 紙の試験				
	(1) 引張試験	1件	2,200		
	(2) 破裂試験	1件	800		
	(3) 引裂試験、耐折試験又は柔軟度試験	1件	1,800		
	(4) 組成試験	1件	1,000		
	3 木質材料等又は木製品等の試験				
	(1) 強度試験				
	ア 材料強度試験機によるもの		2,100	新設	
	イ 卓上型強度試験機によるもの		1,800	新設	
	ウ 床材料強度試験機によるもの		1,900	新設	
	(2) 接着強度試験	1件	2,700		
	(3) 塗膜試験	1件	2,000		
	(4) 環境試験	1時間	700		
	(5) 木材の物性試験	1件	4,200		
	(6) 家具の繰返耐衝撃性試験	1件	4,600		
	(7) 表面劣化促進試験	1件	700		
	(8) 大型環境試験機を用いた建材パネルの反り測定		48,700	新設	
	4 金属の試験				
	(1) 引張試験、曲げ試験又は圧縮試験				
	ア 油圧型試験機によるもの	1件	1,500		
	イ オートグラフによるもの	1件	1,400		
	(2) 抗折試験	1件	1,500		
	(3) 衝撃試験	1件	1,600		
	(4) 硬度試験	1件	1,900		
	(5) 疲労試験	1件	5,100		
	(6) 摩耗試験	1件	2,000		
	(7) エリクセン試験	1件	600		
	(8) 非破壊試験				
	ア 磁気探傷試験	1件	1,600		
	イ 超音波探傷試験	長さ1m、幅10cmにつき	4,900		
	ウ X線透過試験	1件	6,600		
	(9) 表面処理試験				
	ア 塩水噴霧試験	1件	500 (1hにつき)		
	イ 促進耐候性試験(サンシャイン光源による試験)	1件	1,700 (1hにつき)		
	ウ めっき付着量試験	1件	4,100		
	5 繊維製品の試験				
	(1) 引張試験	1件	3,000		
	(2) 収縮率試験	1件	2,800		
	(3) 染色堅ろう度試験	1件	3,000		
	測定				
	1 食品系の測定				
	(1) 水素イオン濃度、融点又は粘度の測定	1件	1,700		
	(2) 細菌数の測定				
	ア 一般生菌数	1件	4,600	新規	
	イ 大腸菌群数(推定試験)	1件	4,600	新規	
	ウ 大腸菌(推定試験)	1件	4,600	新規	
	エ 嫌気性細菌数(クロストリジヤ属)	1件	4,600	新規	
	オ 芽胞菌数	1件	4,600	新規	
	カ 無菌試験(恒温試験、細菌試験)	1件	13,900	新規	
	(3) その他の測定	1件	1,000		
	2 色の測定	1件	1,000		
	3 木材の含有率測定	1件	2,200	新規	
	4 金属の精密測定				
	(1) 長さ又は角度の測定	1件	2,300		
	(2) 表面の粗さ又は形状の測定	1件	2,300		
	(3) 3次元測定機による測定	1件	2,800		

H19.4.1摘要(予定)(単位:円)

区分		単位	手数料	備考
	(4) めっき厚さ測定			
	ア 電解式膜厚計によるもの	1件	1,000	
	イ 顕微鏡によるもの	1件	4,800	
	ウ 蛍光X線微小部膜厚計によるもの		2,200	新設
	5 機械の振動又は騒音の測定	1件	4,600	
	6 切削動力の測定	1件	2,200	新設
加工				
加工	1 紙葉の製造	1件	4,600	
	2 機械かな刃の研磨	1件	1,000	
	3 木材の人工乾燥	1日	6,100	
	4 高温高圧プレス装置を用いた加工		3,500	新設
	5 マシニングセンターによる加工	1時間	4,700	新設
	6 炭酸ガスレーザーによる加工		2,400	新設
写真				
写真	1 顕微鏡写真	1枚	4,500	
	2 電子顕微鏡写真	1枚	6,700	
デザイン	デザイン	1時間	3,500	
証明書	各種証明書	1通	400	

最高額 104,800 (52,400×2)
栄養成分の分析(基礎8成分)

設置場所	機器・設備名	単位	基準額	終日利用	担当料
電子・有機素材研究所	【波動計測機器・設備】				
	イミュニティ電波暗室(装置使用)	1時間につき	3,800円		応用電子
	イミュニティ電波暗室(装置使用なし)	1時間につき	2,800円		応用電子
	イミュニティ試験装置	1時間につき	1,000円		応用電子
	雷サージ試験装置	1時間につき	400円		応用電子
	電源高調波試験装置	1時間につき	400円		応用電子
	電気雑音試験装置	1時間につき	400円		応用電子
	電源環境試験装置	1時間につき	100円		応用電子
	音響環境測定装置	1時間につき	1,200円		応用電子
	音響拡散解析装置	1時間につき	1,000円		応用電子
	無響室	1時間につき	1,500円		応用電子
	残響室	1時間につき	2,100円		応用電子
	【環境試験機器】				
	冷熱衝撃試験器	1時間につき	600円	終日利用	応用電子
	冷熱衝撃試験器	1時間につき	600円	終日利用	応用電子
	振動試験装置	1時間につき	700円	終日利用	応用電子
	大型恒温恒湿器	1時間につき	400円	終日利用	応用電子
	恒温環境試験器	1時間につき	500円	終日利用	応用電子
	大型環境試験機	1時間につき	3,700円	終日利用	有機材料
	大型環境試験機(1室)	1時間につき	1,900円	終日利用	有機材料
	恒温恒湿槽	1時間につき	100円	終日利用	有機材料
	耐候促進試験機(キセノンスター)	1時間につき	300円	終日利用	有機材料
	温湿度環境設定装置	1時間につき	300円	終日利用	有機材料
	全天候型暴露試験機	1時間につき	500円	終日利用	有機材料
	紫外線耐光試験機(フェドメータ)	1時間につき	400円	終日利用	有機材料
	【分析関連機器】				
	走査型電子顕微鏡(E P M A 付き)	1時間につき	800円		応用電子
	透過型電子顕微鏡	1時間につき	1,500円		応用電子
	赤外分光光度計(顕微機能使用)	1時間につき	600円		応用電子
	赤外分光光度計(顕微機能使用無し)	1時間につき	300円		応用電子
	高機能複合表面分析装置	1時間につき	900円		応用電子
	半導体内部不良解析装置	1時間につき	100円		応用電子
	X線回折装置	1時間につき	3,700円		有機材料
	熱分析装置	1時間につき	1,600円		有機材料
	蛍光X線分析装置	1時間につき	800円		有機材料
	物質微細構造解析装置(核磁気共鳴分析装置)	1時間につき	800円		有機材料
	紫外可視分光光度計	1時間につき	100円		有機材料
	赤外分光光度計・赤外顕微鏡	1時間につき	800円		有機材料
	デジタルマイクロスコープ式解析装置	1時間につき	400円		有機材料
	【電気計測機器】				
	インピーダンス測定装置	1時間につき	300円		応用電子
	高速オシロスコープ	1時間につき	500円		応用電子
	周波数特性試験装置	1時間につき	200円		応用電子
	半導体直流特性試験装置	1時間につき	600円		応用電子
	交流磁気特性試験装置	1時間につき	200円		応用電子
	直流磁気特性試験装置	1時間につき	300円		応用電子
	U S B 2.0開発環境試験装置	1時間につき	900円		応用電子
	高精度静止画評価装置	1時間につき	800円		応用電子
	交流抵抗計(L C R 計)	1時間につき	100円		応用電子
	デジタル出力計	1時間につき	100円		応用電子
	【物理計測機器】				
	赤外放射温度計	1時間につき	600円		応用電子
	微小硬さ試験装置	1時間につき	300円		応用電子
	瞬間マルチ測光装置	1時間につき	800円		応用電子
	レーザ顕微鏡	1時間につき	1,400円		応用電子
	近赤外線校正装置	1時間につき	400円		応用電子
	走査型プローブ顕微鏡	1時間につき	500円		応用電子
	高倍率測定顕微鏡	1時間につき	100円		応用電子
	三次元測定機	1時間につき	700円		応用電子
	【加工関連機器】				
	プリント基板加工機	1時間につき	1,300円		応用電子
	無機薄膜製膜装置	1時間につき	1,500円		応用電子
	微細パターン描画装置	1時間につき	600円		応用電子
	【強度試験関連機器】				
	材料強度試験機	1時間につき	1,100円		有機材料
	床材料強度試験機	1時間につき	700円		有機材料
	シート強度試験機	1時間につき	400円		有機材料
	家具強度試験機	1時間につき	400円		有機材料
	表面平滑度試験機	1時間につき	300円		有機材料
	卓上型万能強度試験機	1時間につき	500円		有機材料
	振子式木材衝撃試験機(シパル [®] -式)	1時間につき	200円		有機材料

設置場所	機器・設備名	単位	基準額	終日利用	担当科	
	【その他の機器】					
	分光式白色計	1時間につき	300円		有機材料科	
	色彩分析合成装置	1時間につき	300円		有機材料科	
	導電率計	1時間につき	100円		有機材料科	
	熱流動性評価装置(メルトインデクサー)	1時間につき	100円		有機材料科	
	塗装装置(塗装ブース)	1時間につき	800円		有機材料科	
	繊維叩解装置	1時間につき	200円		有機材料科	
	シート作成装置	1時間につき	800円		有機材料科	
	実験用熱圧型押機	1時間につき	800円		有機材料科	
	真空凍結乾燥機	1時間につき	200円		有機材料科	
	分光測色計	1時間につき	100円		有機材料科	
	【デザイン・木工関連機器】					
	三次元デジタル情報作製機(三次元デジタイザ)	1時間につき	300円			産業デザイン科
	三次元環境模擬実験装置(三次元CADシステム)	1時間につき	900円			産業デザイン科
	デジタル媒体(ビデオ)編集装置	1時間につき	500円			産業デザイン科
	切抜加工印刷機(カッティングプリンタ)	1時間につき	1,500円			産業デザイン科
	レーザー加工機	1時間につき	600円			産業デザイン科
	数値制御彫刻機(NC彫刻機)	1時間につき	200円		終日利用	産業デザイン科
	横引鋸(クロスカットソー)	1時間につき	400円			産業デザイン科
	自動一面かんな盤	1時間につき	500円			産業デザイン科
	木材加工機(ルーターマシン)	1時間につき	400円			産業デザイン科
	昇降盤	1時間につき	400円			産業デザイン科
	系のコ機	1時間につき	400円			産業デザイン科
	超仕上げかんな	1時間につき	400円			産業デザイン科
	手押しかんな	1時間につき	400円			産業デザイン科
	木材研磨機(横型サンダー)	1時間につき	400円			産業デザイン科
	パネル鋸	1時間につき	300円			産業デザイン科
	突板加工機(スライサー)	1時間につき	1,500円			産業デザイン科
	鋸歯型接合加工機(フィンガージョインター)	1時間につき	700円			産業デザイン科
	多軸穿孔装置(多軸ボーリングマシン)	1時間につき	600円			産業デザイン科
	砂噴霧式表面研磨装置(サンドブラスト)	1時間につき	400円			産業デザイン科
	【酒づくり関連機器】					
	導電率計	1時間につき	100円			酒づくり科
	高速振動試料粉碎機	1時間につき	100円			酒づくり科
	高速冷却遠心機	1時間につき	300円			酒づくり科
	送風定温恒温器	1時間につき	100円			酒づくり科
	位相差顕微鏡	1時間につき	100円			酒づくり科
	高圧蒸気滅菌器	1時間につき	100円			酒づくり科
	機械素材研究所	【分析関連機器】				
	X線回折装置	1時間につき	3,700円			無機材料科
	熱分析装置	1時間につき	1,600円			無機材料科
原子吸光光度計	1時間につき	600円			無機材料科	
表面形状分析装置	1時間につき	1,800円			無機材料科	
蛍光X線微小膜厚計(ハンダ特性試験機)	1時間につき	300円			無機材料科	
スクラッチテスト(加工表面評価装置)	1時間につき	200円			無機材料科	
X線分析顕微鏡(X線プローブ分析機)	1時間につき	800円			無機材料科	
X線検査装置	1時間につき	1,000円			無機材料科	
赤外分光光度計(顕微機能使用)	1時間につき	600円			無機材料科	
ガスクロマトグラフ	1時間につき	300円			無機材料科	
示差走査熱量計	1時間につき	200円			無機材料科	
グロー放電発光分光分析装置	1時間につき	1,600円			無機材料科	
紫外可視吸光光度計	1時間につき	200円			無機材料科	
【加工関連機器】						
高機能フライス盤	1時間につき	600円			生産システム科	
プリント基板用穴加工機(超微細深穴加工機)	1時間につき	600円			生産システム科	
マシニングセンター	1時間につき	700円			生産システム科	
汎用旋盤	1時間につき	100円			生産システム科	
平面研削盤	1時間につき	200円			生産システム科	
【測定/校正関連機器】						
三次元測定機	1時間につき	800円			生産システム科	
高精度三次元測定機	1時間につき	1,900円			生産システム科	
温度校正装置	1時間につき	700円			生産システム科	
圧力校正装置	1時間につき	100円			生産システム科	
高精度輪郭形状測定機	1時間につき	400円			生産システム科	
マイクロスコープ	1時間につき	200円			生産システム科	
画像測定機	1時間につき	400円			生産システム科	
デジタル記録計(工具破損記録計)	1時間につき	100円			生産システム科	
表面粗さ測定機(ハンディタイプ)	1時間につき	100円			生産システム科	
真円度測定機(表面粗さ測定機能付)	1時間につき	600円			生産システム科	
形状測定顕微鏡(モデリング機能付)	1時間につき	600円			生産システム科	
【材料/環境関連機器】						
オートグラフ	1時間につき	1,200円			無機材料科	
恒温恒湿機	1時間につき	100円		終日利用	生産システム科	
万能材料試験機	1時間につき	1,200円			無機材料科	
耐候性促進試験機	1時間につき	1,000円		終日利用	無機材料科	
塩乾湿複合繰返し試験機	1時間につき	400円		終日利用	無機材料科	
材料強度試験機	1時間につき	1,200円			無機材料科	
ロックウェル硬度計	1時間につき	300円			無機材料科	
ブリネル硬度計	1時間につき	300円			無機材料科	
ビッカース硬度計	1時間につき	400円			無機材料科	

設置場所	機器・設備名	単位	基準額	終日利用	担当科	
	【その他の機器】					
	イオンプレATING装置	1時間につき	2,500円	終日利用	無機材料科	
	摩擦摩耗試験機	1時間につき	300円		無機材料科	
	冷熱温度繰返し試験機	1時間につき	300円		無機材料科	
	粒度分布測定装置	1時間につき	700円		無機材料科	
	HIP装置(熱間等方加圧装置)	1時間につき	1,700円		無機材料科	
	CIP装置(冷間等方加圧装置)	1時間につき	900円		無機材料科	
	スプレードライヤー	1時間につき	1,000円		無機材料科	
	試料密封装置	1時間につき	1,000円		無機材料科	
	粉末試料混合機	1時間につき	700円		無機材料科	
	比表面積測定装置	1時間につき	600円		無機材料科	
	軟質材料研磨装置	1時間につき	300円		無機材料科	
	高倍率金属観察装置	1時間につき	200円		無機材料科	
	電気炉	1時間につき	100円		終日利用	無機材料科
	ボールミル	1時間につき	100円		終日利用	無機材料科
	食品開発研究所	【分析関連機器】				
紫外可視分光光度計		1時間につき	100円			食品技術科
高速液体分離分析装置(高速液体カラム付)		1時間につき	300円		食品技術科	
ガスクロマトグラフ		1時間につき	300円		食品技術科	
原子吸光分光光度計		1時間につき	600円		食品技術科	
赤外分光光度計(顕微機能使用無し)		1時間につき	300円		応用生物科	
タンニン分析装置(吸光度検出器付)		1時間につき	200円		応用生物科	
糖分析装置(キャピラリー電気泳動)		1時間につき	1,000円		応用生物科	
微生物同定装置		1時間につき	2,000円		応用生物科	
機能性成分分析装置(ELSD, 蛍光, 吸光度検出器付)		1時間につき	900円		応用生物科	
酵素活性測定装置(分光光度計)		1時間につき	200円		応用生物科	
位相差顕微鏡		1時間につき	100円		応用生物科	
カルボン酸分析計		1時間につき	200円		応用生物科	
蛍光成分測定装置		1時間につき	200円		応用生物科	
自記分光光度計		1時間につき	100円		応用生物科	
【測定関連機器】						
携帯用汚染度測定器		1時間につき	100円			食品技術科
携帯型温度解析器		1時間につき	100円			食品技術科
デジタル記録温度計		1時間につき	100円			食品技術科
電気抵抗式脂肪測定装置		1時間につき	100円			食品技術科
恒温恒湿機		1時間につき	200円			食品技術科
分光式色差計		1時間につき	100円			応用生物科
恒温槽		1時間につき	200円			応用生物科
酵素反応装置(恒温恒湿器)		1時間につき	300円			応用生物科
実体顕微鏡写真(バイオフィォトレコーダー付属品)		1時間につき	100円			応用生物科
【加工関連機器】						
割砕機		1時間につき	100円			食品技術科
高速冷却遠心機		1時間につき	100円			食品技術科
真空定温乾燥器		1時間につき	100円			食品技術科
送風定温恒温器		1時間につき	100円			食品技術科
真空凍結乾燥機		1時間につき	700円			食品技術科
温冷風乾燥装置		1時間につき	100円			食品技術科
燻煙装置		1時間につき	300円			食品技術科
真空蒸発装置(エバポール)		1時間につき	1,700円			食品技術科
真空定温乾燥機(EYELA)		1時間につき	100円			食品技術科
真空定温乾燥機(ヤマト)		1時間につき	100円			食品技術科
真空気体(ガス)置換包装機		1時間につき	100円			食品技術科
球形真空煮練機		1時間につき	1,000円			食品技術科
自動製麺機		1時間につき	200円			食品技術科
魚肉採取機		1時間につき	200円			食品技術科
卓上型万能高速切断混合機	1時間につき	200円			食品技術科	
高圧蒸煮試験機(レトルト試験機)	1時間につき	1,800円			食品技術科	
食品物性試験機(クープメータ)	1時間につき	200円			食品技術科	
スプレードライヤー	1時間につき	1,000円			食品技術科	

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
 県外の利用者については、基準額の2倍とする。
 時間外利用(午後6時~午前9時)及び土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日~1月3日の利用者については、
 基準額(県外利用者は基準額を2倍した後の額)の1.2倍とする。

最高額(X線解析装置) 1時間につき 7,400円 (3,700×2)

起業化支援室入居料

H19.4.1摘要(予定)

場 所	No	名 称	単 位	単 価	面 積	月 額 料 金	旧 名 称	
鳥取庁舎	1	第1起業化支援室	1㎡当たり1か月	1,330 円	30.00 ㎡	39,900 円	第1起業化支援室	
	2	第2起業化支援室	1㎡当たり1か月		30.00 ㎡		第2起業化支援室	
	3	第3起業化支援室	1㎡当たり1か月		28.83 ㎡		38,570 円	第3起業化支援室
	4	第4起業化支援室	1㎡当たり1か月		56.53 ㎡		75,810 円	第4起業化支援室
	5	第5起業化支援室	1㎡当たり1か月		26.00 ㎡		34,580 円	第2.3起業化支援室
	6	第6起業化支援室	1㎡当たり1か月		24.00 ㎡		31,920 円	第2.4起業化支援室
機械素材研究所 (米子庁舎)	7	第1起業化支援室	1㎡当たり1か月	1,330 円	27.00 ㎡	35,910 円	第5起業化支援室	
	8	第2起業化支援室	1㎡当たり1か月		27.00 ㎡		第6起業化支援室	
	9	第3起業化支援室	1㎡当たり1か月		27.00 ㎡		第7起業化支援室	
	10	第4起業化支援室	1㎡当たり1か月		27.00 ㎡		第8起業化支援室	
	11	第5起業化支援室	1㎡当たり1か月		27.00 ㎡		第9起業化支援室	
	12	第6起業化支援室	1㎡当たり1か月		28.00 ㎡		37,240 円	第10起業化支援室
	13	第7起業化支援室	1㎡当たり1か月		30.00 ㎡		39,900 円	第11起業化支援室
	14	第8起業化支援室	1㎡当たり1か月		30.00 ㎡			第12起業化支援室
	15	第9起業化支援室	1㎡当たり1か月		30.00 ㎡			第13起業化支援室
	16	第10起業化支援室	1㎡当たり1か月		30.00 ㎡			第14起業化支援室
	17	第11起業化支援室	1㎡当たり1か月		30.00 ㎡			第15起業化支援室
	18	第12起業化支援室	1㎡当たり1か月		30.00 ㎡			第16起業化支援室
	19	第13起業化支援室	1㎡当たり1か月		30.00 ㎡		第17起業化支援室	
	20	第14起業化支援室	1㎡当たり1か月		30.00 ㎡		35,910 円	第18起業化支援室
	21	第15起業化支援室	1㎡当たり1か月		27.00 ㎡			第19起業化支援室
	22	第16起業化支援室	1㎡当たり1か月		25.00 ㎡			第20起業化支援室
	23	第17起業化支援室	1㎡当たり1か月		25.00 ㎡			第21起業化支援室
	24	第18起業化支援室	1㎡当たり1か月		25.00 ㎡		33,250 円	第22起業化支援室
	25	第19起業化支援室	1㎡当たり1か月		25.00 ㎡			第25起業化支援室
	26	第20起業化支援室	1㎡当たり1か月		27.00 ㎡			第26起業化支援室
食品開発研究所 (境港庁舎)	27	第1起業化支援室	1㎡当たり1か月	1,330 円	32.00 ㎡	42,560 円	-	
	28	第2起業化支援室	1㎡当たり1か月		32.00 ㎡		-	

県外利用料金(2倍)、時間外利用料金(1.2倍)は適用しない。

最高額 1㎡当たり1か月 1,330 円

施設の使用料

H19.4.1摘要(予定)

場 所	No	名 称	単 位	単 価	面 積	月 額 料 金	備 考
機械素材研究所 (米子庁舎)	1	第1起業化支援実験室	1㎡当たり1か月	1,330 円	-	- 円	面積単位で利用
	2	第2起業化支援実験室	1㎡当たり1か月		-	- 円	面積単位で利用
	3	第1産学官共同研究推進室	1㎡当たり1か月		59.00 ㎡	78,470 円	部屋単位で利用
	4	第2産学官共同研究推進室	1㎡当たり1か月		52.00 ㎡	69,160 円	
	5	第3産学官共同研究推進室	1㎡当たり1か月		28.00 ㎡	37,240 円	
	6	第1産学官共同研究実験室	1㎡当たり1か月		-	- 円	面積単位で利用
	7	第2産学官共同研究実験室	1㎡当たり1か月		-	- 円	
	8	第3産学官共同研究実験室	1㎡当たり1か月		-	- 円	
	9	開放型試作試験室	1㎡当たり1か月		500 円	-	- 円

県外利用料金(2倍)、時間外利用料金(1.2倍)は適用しない。

最高額 1㎡当たり1か月 1,330 円

会議室等の使用料

H19.4.1摘要(予定)

場 所	No	名 称	単 位	単 価	面 積	月 額 料 金	備 考
鳥取庁舎	1	大会議室	視聴覚機器室を利用する場合	1時間	2,380 円	-	-
	2		視聴覚機器室を利用しない場合	1時間	2,010 円		
	3	第1会議室	1時間	510 円			
	4	第2会議室	1時間	890 円			
	5	技術融合化研究室	1時間	920 円			
機械素材研究所 (米子庁舎)	6	起業家育成研修室	1時間	1,870 円	-	-	-

県外利用料金(2倍)は適用しない。時間外利用料金(1.2倍)は適用する。

最高額(大会議室) 1時間 2,380 円

第三回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 議事録

日 時 平成19年3月9日(金)
14:00～16:00
場 所 特別会議室

1 開会

2 あいさつ(岡村 鳥取県商工労働部次長)

先ほど2月定例県議会が終了しまして、産業技術センターの中期目標に関して議決いただきまして、いよいよ4月1日に向けて準備が整ったという状況であります。今日は中期目標に基づきます中期計画につきまして骨子をお示ししておりますので、各委員の方々から積極的な御意見をいただきまして、それを踏まえて、それを参考にさせていただいて、新理事長が着任された後、産業技術センターの内部でも、もう一度御議論して練っていただいて、できるだけ早い時期に中期計画をまとめていただきたいなというふうに思っております。今日は是非積極的な御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

3 審議

- (千葉委員長)資料6-3について、前回委員の方々からいろいろな意見があったが、この中で趣旨が違うというようなことはあるか。
- (中村委員)前回私が申し上げたところで対応いただいている部分で付加価値の部分があるが、目標をよく見たら冒頭の考え方として明示してあるのであって、中期計画に規定することを目指して書いてあるものは無い。したがって、自身が前回申し上げた付加価値についての意見については、取り上げなくてもよいのかなと思う。
- (千葉委員長)この部分は非常に重要。付加価値の目標については出さないということではなくて、効果が計測できる範囲で出していくべきと思う。今回の中期計画案に出ているかどうかは別にして、最終的な中期計画には目標数値として整理されると、そういうふうには自分は考えていた。
- (岡村次長)ミッションとして付加価値率と付加価値額の向上を挙げているが、これを産業技術センターの目標数値に位置づけることが困難ではと考えている。付加価値をいかに高めるかという目標は、商工労働部全体の計画を策定する準備をしている。その中で、全体の付加価値額であるとか、業種別の付加価値額など、そういった数値目標を県全体の計画として位置づけたいと考えている。ここでのミッションは付加価値を高める行動に努めるということにとどめさせていただきたい。
- (中村委員)議事録について、一言一句作成するのも大事かもしれないが、非常に見にくいのでは。要約版で事が足りるのであればそういった対応でよいのでは。
- (事務局)公開用議事録としては要約版で対応する。

〔議題1 中期計画(概要案)について〕

- (足森センター長) <資料に基づき中期計画(概要案)を説明>
- (谷口委員)センターは県民及び企業へサービスを提供することが最大の目的であり、願わくば名称を、鳥取県産業技術センターではなくて、支援センターにできないか。そうすれば何をするかということが外部の人によくわかるのではないか。
- (岡村次長)産業技術センターという正式名称は定款で定めているため、すぐには変更できないが、センター内の組織名称については、これから議論をしていく予定。仮にセンターの中で正式名称を変えたいという議論が出てくれば、次回の議会で提案する作業となる。
- (中村委員)趣旨には賛成するが、スタートする段階で今から名前を変更するとなれば、外部の方に誤解を招きかねない。4月にスタートする間際で名称を変更することは適当ではない。
- (副井委員)自分自身は、産業技術センターという名称にさほど違和感を感じないが、独立するに際して、組織として目的を明確にしたいのであればそういった議論も必要かもしれない。
- (谷口委員)鳥取県技術センターという名称は非常に敷居が高く感じる。支援という名称があれば、手をさしのべてくれているイメージがある。センターには寄りつくまでに距離があるのが現状であり、もっと門戸を広げるなり敷居を低くするには、そういった工夫も必要かなと思う。

- (千葉委員長) 今までの検討の中で、センターの機能として支援を重視したいというコンセプトが形成されてきたが、ユーザーとして求めるアイデンティティとセンター内職員としてのアイデンティティがある。今一度センター内部でも議論いただきたいと思う。
- (中村委員) 私はマイナスの方が多いと思う。今まで支援をあまり考えていなかったということにもならないか。せめて最初の中期目標期間は今の定款の正式名称にすべきでは。今まさにスタートしようとしている時に名称変更の議論を行うのはおかしいのでは。
- (千葉委員長) 組織名というのは非常に重要。名称によって組織の仕事の有り様まで変わってくるもの。検討事項として1年後乃至数年後に検討することにしてもよいのでは。
- (中村委員) 支援という言葉は理念として認識しておけばよい話で、組織名称に位置づけることにこだわらなくてもよいのではないかと。センターとして名称を変更することがサービス向上につながると判断した上で変更するのであればよいが、スタートしようとしている時に無理に変更を議論しなくてもよいのでは。おそらく、登記の問題なり行政実務上の問題もあるはず。
- (千葉委員長) 技術的に変更可能な余地があるのであれば、議論すべきと考える。
- (岡村次長) センターの業務を広く知っていただくという目的で、新組織に広報担当の参事を配置する予定。センターの正式名称については、変更することについて内部で意思決定をしたということであれば尊重したい。内部組織は研究所となっているが、ここは理事長の権限で名称変更は可能。
- (千葉委員長) 名称変更については、理事長着任後、センターの中で検討いただきたい。
- (中村委員) 中期計画の表現の仕方として、中期目標の規定項目と番号がズレていたり、目標に規定していない項目が計画の中に出てきたりと対になっておらず、非常に理解しづらい。少なくともヘッドラインについては、目標と計画を一対一にすべき。
- (千葉委員長) 数値目標を出していくことは非常に重要なことであると思うが、ここに至るプロセスと手段も重要であり、経営資源をどのように投入していくかなど、実行計画はこういったことが盛り込まれるべき。そうすることによって、数値目標の客観性が高まってくる。
- (中村委員) 計画の中に既に今年度中に終了したものや、目標期間中の1年目で達成できるものもあり、こういったものの記載内容や評価の仕方を考えた方がよい。後で振り返ると詳細な計画ではなく理念ばかり書いてあるな、なんてことになりかねない。
- (千葉委員長) 戦略的な研究開発で5分野が挙げられており、それぞれ戦略目標があると思うが、それが付加価値とすれば、それは低コストによるものなのかイノベーションによって稼ごうとしているのか、あるいは既存の資源をうまく活用して低コストとイノベーションを組み合わせるのか、それが見えてこない。一番重要なのは戦略的な研究開発が目指すものは何かということ。やみくもに研究分野を挙げるのではなく、どのような手段で何を指すのか、そして付加価値向上にどのように寄与していくのか示さなければならない。ここには研究形態しか示されていない。また、起業化を目指す事業者への支援とあるが、起業化件数をどの程度設定し、事業者に対する支援としてセンターができるものはこういうものがあるという、目標と手段がセットに示されなければならない。評価する時に、仮に達成されなくとも不可抗力の場合もあり、不可抗力によるものと努力によるものが分けることができるように承知しておいた方がよい。計画には目標と手段を明確に記載すべき。
- (岡村次長) 産業技術センターで対応できる部分と、業界ニーズはあるもののセンターで対応できない部分があり、この対応できない部分をどうするのかということが大きな課題。現時点では組織体制も未決定であり、今後対応を決めていくことになる。委員会でも戦略論について御審議いただきたい。
- (中村委員) 目標で研究開発と示している部分を、計画では戦略的に実施すると言っているが、この計画の中で、研究分野毎に経営資源をいかに投入していくかを示すのか、あるいは戦略そのものが現在なくて、今後戦略的に実施していこうというふうに読むのか。
- (千葉委員長) 個人的には、今後1、2年かけて戦略を練っていくということでもよいのではと思う。ただ、そういう方針でいくにしても、一定の検討プロセスは明示すべき。
- (谷口委員) 県民に提供するサービスとあるが、ここでいう県民の定義はどのようなものなのか。企業のヘッドクォーターが県内にある企業と県外にある企業があるが、これはどのように考えるべきなのか。排他的な発想ではなく、企業支援をしていけばよいのではないかと。海外からの実習生は厳密に言えば県民ではないなど、ミクロな部分で表現を検討する必要があるのではないかと。
- (岡村次長) 確かにヘッドクォーターが県外であれば営業利益にかかる税金は落ちないが、投資に対する固定資産税や職員の住民税などの税金は県内の収入となるので、ヘッドクォーターが無いから支援対象としないといった考え方はない。また、外国人だから県民でなく支援対象としないという考えもない。何らかの形で県内の事業活動に関わっていれば支援対象となる。
- (千葉委員長) 県内、県外の取り扱いについて、一番問題となってくるのは料金のところ。センターに支援を頼んだ

ときに県外企業であれば倍になるといった考えもあろうかと思うので、整理する必要がある。

〔議題2 業務方法書(案)について〕

(西本次長) <資料に基づき業務方法書(案)を説明>

(谷口委員) 2章のところに分析及び試験とあるが、依頼試験をした時に証明書の発行などはしていただけないものか。鉛やガス関連の分析で国内で証明してくれるところが少なく、センターで行っていただければ助かるが。

(西本次長) 要望いただいた2項目については技術的にも困難で、現状ではセンターで対応できる体制はとれていない。

(谷口委員) 困難であるからこそお願いしたいし、センターの支援機能としてもオリジナリティが高まると思う。

(中村委員) 第2条に中期計画に基づきとあり、計画にはセンターの支援の3本柱として、技術支援、研究開発、そして人材育成が位置づけられているが、方法書の中に人材育成が抜け落ちている。起業化支援が人材育成のことも含んでいるのかもしれないが、そうだとしたら、人材育成という表現に変えるなり加えるなりした方がよい。

〔議題3 役員報酬基準(案)について〕

(事務局) <資料に基づき役員報酬基準(案)を説明>

(谷口委員) 計画のところに数字は入れないで、自分がもらうところだけ数字を入れるというのは、ずいぶん理不尽な話であると思う。一般の法人ではこんなことはできない。これでは好きにやってくれ、給料はたっぷり払うからなど、そんな案になっていると感じる。

(岡村次長) 中期計画の中にきちっと数値目標は盛り込むので、それをチェックいただきながら、評価委員会の評価が役員報酬に反映されることとなる。数値目標を入れないという意味ではないので、ご理解いただきたい。

(徳村次長) 年度計画も毎年度作成するが、その中にも数値目標は入ってくることになる。その数値目標に基づき評価していただいた結果が役員報酬に反映される。

(谷口委員) 経費を1%ずつ削減することになっているが、必要経費を最初から1%削減とすることは、サービスの質劣化につながらないか懸念する。数値目標でただ一つ入っている数字がこれだけである。出る方には立派な数字を入れているが、入る方には全く数字がない。毎年1%以上削減という数字は、今後のセンターの活動を考えると寂しい限りである。

(岡村次長) 1%削減の対象は人件費部分を除く経常的経費であり、業績評価によっては1%を取りもどせる仕組みにしている。収入見込みは過去の決算額をベースに算定しており、これを上回れば全てセンターの収入になる。1%削減で業務がまわらないという事態になれば、交付金ルールを見直さなければならぬが、国の競争的資金獲得など、財源確保の方法は他にもある。

(中村委員) 岩手県より高いが、これには理事長に期待するなり見識があるなり、あるいは県の財政状況などの理由があるかもしれないが、県民としては、なぜこのように厚遇されるのかといった意見もあるかもしれない。県の出納長が1,300万円程度であり、これならいい線かなと思うが、最高の評価であれば1,580万円の収入となる。経歴係数も高く評価も甘くなれば上限に近い数字になりかねない。出納長のレベルと言いながら、実質は異なることになるのでは。

(岡村次長) 給与レベルは出納長と副知事の間ということで、財政当局とは議論している。一つの自治体ができるような感覚でとらえており、その長として期待する部分から、このような報酬レベルとさせていただいている。

次回開催は5月中とすることで合意を得た。

以上

第三回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会意見への対応（案）

議題1 中期計画（概要案）について

委員	意見	対応状況
千葉委員長	産業技術センターの名称変更について、理事長着任後、センター内で検討すること	技術支援を行うだけでなく、研究開発にも重点分野を設定して取り組んでおり、産業技術センターとしては現在の名称が適当ではないかと判断した。

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

中期計画

～ 目 次 ～

I. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	1
1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援 の推進	1
(1) 製品化支援	1
(2) 産学公連携等の推進	2
(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援	3
(4) 知的財産権の取得及び活用の促進	3
2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進	3
(1) 依頼試験	3
(2) 技術相談	4
(3) 業界団体等への技術協力	4
3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施	5
(1) 基盤研究	5
(2) 共同研究	6
(3) 外部資金導入研究・調査	6
(4) 研究評価制度	6
4. 研究成果の普及と技術移転の推進	7
(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催	7
(2) 職員の派遣	7
(3) 各種広報媒体を活用した情報提供	7
(4) 展示会等への参加	7
5. 情報セキュリティ管理と情報公開	7
(1) 情報セキュリティの管理	7
(2) 情報公開	8
II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき 措置	9
1. 組織体制及び運営	9
(1) 機動性の高い組織体制の構築	9
(2) 職員の能力開発	9
(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入	9
(4) 企画調整機能の強化	9
(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映	9

2. 業務運営の効率化と経費節減	9
(1) 業務の適切な見直し	9
(2) 情報化の推進	10
(3) 業務運営全体での効率化	10
(4) 資産の適正な管理運用	10
(5) 剰余金の適切な活用	10
III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	11
IV. 短期借入金の限度額	11
1. 短期借入金の限度額	11
2. 想定される理由	11
V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	11
VI. 剰余金の使途	11
VII. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	11
1. 施設・設備の整備と活用	11
2. 安全管理	11
(1) 安全衛生管理体制の整備	11
(2) 災害時に対する危機管理体制の整備	12
3. 社会的責任	12
(1) 環境への配慮	12
(2) 法人倫理	12
(別紙1) 重点分野における研究開発の方向性	13
(別紙2) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	16

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、東京都知事から指示を受けた平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間における地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、以下のとおり定める。

I. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

産技研が、東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与するためには、中小企業のニーズ及び最新の技術動向等の把握に努め、これらに基づいた中小企業への技術支援を推進することが重要である。

このため、産技研は、これらのニーズ等に基づき、施設及び設備機器を整備し、最大限に有効活用するとともに、人材の採用・育成に努め、自らの技術力向上と支援体制の強化を図る。

これにより、新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援、試験及び技術相談等の技術協力、計画的な研究開発とその成果等の技術移転を実施するとともに、提供するサービスの向上を図る施策を積極的に実施する。

1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

創業の活発化や中小企業の新規事業分野への進出拡大を促進することによって東京の産業の活性化に寄与するため、企業が抱える技術的・経営的課題の解決に資する支援を実施し、事業化を促進する。

また、事業化支援の機能を向上させるため、産技研は、自ら実施する技術支援策に加え、財団法人東京都中小企業振興公社や他の試験研究機関、大学や企業と連携した支援を実施する。

（1）製品化支援

個々の製品や技術開発に関する支援に加え、企画から試作・評価、売り方までを視野に入れた総合的なシステムデザイン支援に必要な設備、機器及び体制を整備する。

また、財団法人東京都中小企業振興公社の経営支援部門等他の機関との連携も活用して、製品化や中小企業のブランド確立等を支援する。

① システムデザインを総合的に支援する拠点として「デザインセンター」を開設し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。

- ② 新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援のため、「製品開発支援ラボ」を設置し、機器利用サービスの提供によるハード面の支援及び産技研職員のソフト面の支援等を実施する。製品開発支援ラボは中期目標期間終了時までには、試作、IT等を対象として3室を設置する。
なお、運営については、利用者の利便性を考慮した利用時間の設定を検討する。
また、共同研究の相手企業が利用する共同研究開発室2室を設け、迅速かつ実効性のある研究活動への支援を実施する。
- ③ 自社内に十分な試験研究設備及び機器を持ってない中小企業のための機器利用サービスの提供については、需要の高い機器の整備や老朽化した機器の更新を計画的に実施し、平成22年度実績30,000件以上を目標とする。
- ④ 「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネートや機器利用指導などの支援体制を整備する。

(2) 産学公連携等の推進

大学等との交流や学術団体・業界団体の活動に積極的に参画すること等により大学や企業等との連携強化に努め、研究開発や人事交流などの産学公連携を推進する。

- ① 技術開発・製品開発等の産学公連携の促進に当たっては、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努めるとともに、都が委嘱した専門のコーディネーター等の活用も図る。
- ② 区市町村等との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。
- ③ 都や他の試験研究機関、大学、企業との人材交流制度を構築し、相互交流により技術力の向上と人材の育成を図る。
- ④ 特に、首都大学東京と産業技術大学院大学については、共同研究の促進や人事交流等の産学公連携の強化に努める。産業技術大学院大学のPBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング：問題設定解決型学習法）については、実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。
- ⑤ 大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。
- ⑥ 業種を超えて個々の企業が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については、30企業程度からなる交流会を毎年1グループ立ち上げ、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。

(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援

東京都や金融機関等が、企業等への助成、融資及び表彰などを実施する際に事前審査としてその企業の技術力等を評価する必要がある場合に、その審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。

実施にあたっては公平かつ中立な技術審査に努めるとともに、効率的な審査実施のため、研究開発、技術情報の収集及び研修等による、職員の審査能力向上に努める。

(4) 知的財産権の取得及び活用の促進

研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、職員への動機付けを行うなどして、優れた特許の出願と確保に努めるとともに、使用許諾を促進する。

なお、知的財産権の取得、活用及び普及に関して、東京都知的財産総合センター等他機関との連携を強化する。

中期目標期間中の特許出願総数は、65件を目標とする。

2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進

中小企業等において、試験研究のための機器の整備や新技術を活用した製品開発等を自らの力で実施するには、技術的・資金的な課題が多い。

そこで、産技研は、研究開発等で培った専門的知識と、中小企業ニーズ等に基づいて計画的に整備・更新する試験研究設備及び機器を活用した各種試験や技術相談を実施し、製品の品質・性能の評価や証明、事故原因究明、法規制対応等の技術的課題解決のための技術協力を推進する。

(1) 依頼試験

製品等の品質・性能の評価や証明、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。依頼試験では、以下の取り組みにより、信頼性の高いデータの迅速な提供及び利用者の利便性向上を図る。

- ① 国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度(JCSS)への登録を行い、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、中小企業の海外取引支援に活用する。
- ② 使用料・手数料の納入方法の多様化や依頼手続きの簡素化を実施し、利用者の利便性向上を図る。
- ③ JIS等に規定がない、個別の試験の要望に柔軟に応えるため、オーダーメイド試験を新たに実施する。
- ④ 試験・分析機器の校正管理及び依頼試験に関するデータを管理する組

織を新たに設置し、機器精度の確保と品質保証体制の確立を図る。

- ⑤ 中小企業のニーズ等に基づき、試験研究設備及び機器を計画的に導入・更新する。

これにより、新たな試験項目の実施や試験精度の向上を図る。

- ⑥ 依頼試験は平成 22 年度実績 85,000 件以上を目標とする。

(2) 技術相談

中小企業に対し、職員の専門的な知識を活用した技術相談を実施し、製品開発支援や技術的課題の解決を図る。生産現場での支援が必要な場合は、職員を現地に派遣する。

なお、産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。

また、IT を活用した遠隔相談の実施を検討する。

技術相談は平成 22 年度実績 70,000 件以上を目標とする。

(3) 業界団体等への技術協力

業界団体等との業種別交流会を通じて、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。

また、中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。

更に、これらを通じて把握した業界や中小企業のニーズを迅速に事業に反映させる仕組みを整備する。

3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

経済のグローバル化の中においても東京の産業が発展・成長していくためには、中小企業の生産活動の基本となるものづくりの基盤技術分野と、今後の成長が見込まれる技術分野の技術力強化が重要である。

このため、産技研は、中小企業支援に係る国や東京都の施策及び中小企業のニーズや最新の技術動向等の把握により、今後の発展・成長が期待でき、中小企業が強化を図る必要がある技術分野を選定し、重点技術分野として定める。

なお、中期計画期間当初においては、①ナノテクノロジー、②IT、③エレクトロニクス、④システムデザイン、⑤環境、⑥少子高齢・福祉、⑦バイオテクノロジーの7分野を重点技術分野とする。

産技研は、基盤技術分野とこの重点技術分野について研究開発を計画的に実施し、その成果を産技研の技術力向上と中小企業の技術力・競争力強化のための支援に活用する。

また、緊急の課題に対する研究テーマの設定についても柔軟に対応していく。

中期目標期間における研究開発の取組の方向性を別紙1に示す。

(1) 基盤研究

中小企業のニーズ等に迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため、試験技術及び評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。

この基盤研究の成果の蓄積は、新技術やその実用化技術の開発など、全ての研究・支援事業の礎となるものであるため、継続的に基盤研究を実施していく。

基盤研究は以下のような視点からテーマを設定し、研究を実施する。

- ① 重点技術分野への対応
- ② 都の行政課題への対応
- ③ 技術相談、依頼試験等で把握した中小企業のニーズに立脚した技術的課題の解決
- ④ 産技研を特徴付ける技術シーズの維持・強化と育成
- ⑤ 緊急課題への対応
- ⑥ 産技研の技術支援を支える開発能力向上・職員の育成など

(2) 共同研究

企業や業界団体、大学、他の試験研究機関等と協力し、それぞれが持つ技術とノウハウを融合して、応用研究や一步進んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。

研究テーマは年度当初の設定を基本とするが、緊急の要請に対応するために年度途中のテーマ設定も可能とする。

(3) 外部資金導入研究・調査

資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応じて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。

なお、以下の取り組みにより平成22年度における外部資金獲得目標額を1億円とする。

① 提案公募型研究

産技研の基盤研究成果の発展及び外部技術との融合により大きな成果を導き出すことを目的として、提案公募型研究に積極的に応募していく。

- ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指す。
- ・ 文部科学省の指定機関となるための条件を整備し、科学研究費補助金等の獲得を目指す。
- ・ 未利用外部資金の調査を行い、提案可能なものを抽出して積極的な提案を実施する。

② 受託研究・調査等

企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。

(4) 研究評価制度

研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。

この評価結果は、その後の研究テーマの設定や事業運営等に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施のために活用する。

4. 研究成果の普及と技術移転の推進

研究の成果や学術団体・業界団体の活動への参画などを通じて得た技術的知見は、あらゆる機会を通じて普及し、活用されることが必要である。

そこで、技術セミナーや講習会の開催、各種広報媒体を活用した広報及び展示会等のイベントへの積極的な参加を通じて産技研の技術的知見の普及に努め、技術移転を推進することにより、中小企業の技術力や製品競争力の向上を支援する。

(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催

中小企業の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向に係る技術セミナーや講習会を開催する。

なお、企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメイドセミナーを新たに実施する。

また、技術成果の普及や産技研の利用拡大等を目的とした展示会や研究発表会を開催するなど、積極的な普及活動を実施する。

(2) 職員の派遣

高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。

なお、職員の派遣については、広範かつ弾力的に実施する。

(3) 各種広報媒体を活用した情報提供

中小企業における生産活動や製品開発等に資することを目的として、産技研の事業や研究成果及び所有機器、新たな法規制等の情報を積極的に提供する。

情報提供は、メールやホームページ、刊行物を活用して最新情報の速やかな提供に努める。

(4) 展示会等への参加

産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等に積極的に参加し、産技研保有技術の広報や成果の普及を実施する。

5. 情報セキュリティ管理と情報公開

(1) 情報セキュリティの管理

情報管理体制を整備し、セキュリティポリシーを策定するとともに、情報システムのセキュリティ対策や帳票類の適切な管理等の実施により個人情報等の保護に努める。

また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修の充実を図る。

(2) 情報公開

産技研の事業内容とその運営状況に関する情報開示については、規則に基づき迅速かつ適正に対応し、説明責任を全うする。

Ⅱ. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 組織体制及び運営

(1) 機動性の高い組織体制の構築

多様な技術ニーズや、緊急の技術的課題に迅速に対応するため、状況に応じて組織体制を柔軟に再編するなど、組織の機動性を高め、各事業の効率的な執行を確保する。

(2) 職員の能力開発

依頼試験や技術相談等、中小企業支援の実施に必要な基盤技術及び先端技術並びに法規制等の知識を向上させるため、研究・研修等を通じた職員の能力開発に努めるとともに、産技研の機能向上や技術動向等を踏まえた長期的視点からの人材育成も行っていく。

(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入

客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切な評価を行う。
あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。

業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。

(4) 企画調整機能の強化

地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施するため、経営企画部門を設置して、企画調整機能の強化を図る。これにより、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。

(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映

産技研の利用に関する企業調査を毎年実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。

2. 業務運営の効率化と経費節減

(1) 業務の適切な見直し

- ① 意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の見直し等を目的として業務内容と運営方法を随時見直し、管理的経費の削減に努める。
- ② 定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングの可能性を検討し、可能な業務については積極的に実施する。

また、外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングの可能性を検討する。

③ 業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年
化等により、経費の節減を図る。

(2) 情報化の推進

業務運営、財務会計、人事・給与、庶務等に関する新たな情報システム
を構築して本部及び各支所をオンラインで結び、庁舎間、部署間における
情報の共有化とペーパーレス化を進め、業務を効率化する。

(3) 業務運営全体での効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務
については、毎年度平均で前年度比 1.0%の財政運営の効率化を図る。

(4) 資産の適正な管理運用

安定的な資金の運用・管理を行うため、「資金管理基準」を作成する。
資金運用・資金管理の実施にあたっては、安全性、安定性等を考慮して適
正に行う。

また、施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から
施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。

(5) 剰余金の適切な活用

提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を活
用した仕組みの導入を検討する。

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙 2

Ⅳ. 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

15 億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

Ⅴ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

Ⅵ. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の質の向上と組織運営及び施設・設備の改善に充てる。

Ⅶ. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備の整備と活用

業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。

なお、本中期目標期間中に東京都が着手する産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備に、積極的に協力し、整備事業を効率的に推進していく。

2. 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の整備

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配

慮する。

- ① 産技研全体の安全衛生管理体制を整備し、職員に安全教育を実施する。
- ② 放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取り組みを適切に行う。

(2) 災害等に対する危機管理体制の整備

大規模災害に備え、産技研内部の危機管理体制を整備するとともに、関連機関との連携体制を整備する。

3. 社会的責任

(1) 環境への配慮

業務の運営に際しては、環境に配慮した運営に努める。

- ① 機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネルギーやリサイクルに配慮する。
- ② 廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。

(2) 法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規定を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。

重点分野における研究開発の方向性

東京は全国でも有数の工業集積地であるが、近年の経営環境の厳しさから、特に製造業者の多くは自らの事業分野について新たな展望を模索している。

その一方で、独自のコア技術を持つ中小企業は、活力ある経営を維持している。

国は、科学技術基本計画の第2期（平成13年3月）および第3期（平成18年3月）で、産業経済の活性化と持続的な経済発展を目指して、①ライフサイエンス、②情報通信、③環境、④ナノテクノロジー・材料の4分野を重点分野として設け、積極的な投資・研究開発を推進している。さらに、平成16年から始まった経済産業省の新産業創造戦略では、燃料電池、情報家電、ロボット、健康・福祉・機器・サービスなどの7分野を重点領域として定めた。

こうした国の方針を踏まえ、都においても、東京都産業科学技術振興指針が策定され、「広い領域に応用でき、かつ波及効果の高い産業科学技術に焦点を当てて取り組むことが重要である」との認識が示されている。産技研で定めた以下に示す7つの重点技術分野は、こうした経緯と背景を踏まえたものである。これらの技術への取り組みは、多くの中小企業に製造技術の新たな領域を広げ、高付加価値製品開発を促すとともに、新たなビジネスチャンスを生み出し、将来の経済成長の原動力となることが期待されるものである。以下に個々の重点分野についての取り組みの方向性を示す。

(1) ナノテクノロジー

ナノテクノロジー技術は、材料、エネルギー機器、情報機器及び環境関連機器等を構成する部材製造に不可欠な技術となりつつある。

そこで、超微細加工、超精密仕上げ加工などのナノテクノロジー技術による加工技術とともに薄膜材料の高機能化、ナノ構造材料の製造法などについての研究開発、及びナノレベルの計測技術や分析技術の確立に取り組む。

(2) IT

製品開発において、情報、通信技術は必須のものとなりつつある。ものづくりの現場での情報の活用やユビキタス社会到来に向けた情報通信技術の開発と活用は、特に、これからの中小企業には必要である。また、効果的なものづくり、売れる製品づくりのためには、情報流と物流の融合技術も欠かせない。

これらに応えるため、ネットワーク利用技術の推進を図り、RFID¹⁾技術、ICタグ応用技術の開発に取り組む。

1) R F I D : Radio Frequency Identification (微小な無線チップ)

(3) エレクトロニクス

部品レベルの製品にも基板搭載が進み、今やあらゆる製品に半導体素子と機器を制御するハード・ソフト融合技術が必要になってきている。

そこで、FPGA²⁾や高周波処理技術、電波技術、MEMS³⁾、 μ -TAS⁴⁾技術を活用した製品開発、及び組込ソフト技術に取り組む。

2) F P G A : Field Programmable Gate Array (プログラミングができるIC)

3) M E M S : Micro Electro Mechanical Systems (いわゆるマイクロマシン)

4) μ -T A S : Micro-Total Analysis System(一つのチップ上で生化学分析を行うデバイス)

(4) システムデザイン

ものづくり産業が世界的になり、国際分業と国際協業が進む中で、中小企業が蓄積している従来のものづくりの技術だけでは売れる商品を生み出すことが困難になっている。

そこで、売れる商品づくりを目指した総合的なシステムデザインについて強化を図る。また、デザインセンターを設置し、製品・技術の持つ性能や機能を工業的な最適設計や機能美での確に魅力的に表現する手法開発やデザインマネジメントについての開発に取り組む。

(5) 環境

VOC 削減技術の確立といった環境課題は都市部において集中的に現れている。

安全で持続的発展可能な社会を構築するためには、中小企業の製造工程と製品の新技术にも環境対応型技術開発が必要であるため、環境浄化、環境評価、廃棄物の有効利用技術、環境負荷低減技術、欧州規制への対応、土壌・廃棄物中の有害物質の簡易分析法の開発に取り組む。

(6) 少子高齢・福祉

高齢社会の到来を迎え、高齢社会産業の市場規模の拡大が進んでいる。中でも高齢者対応の福祉機器のニーズは高まっている。先端技術を駆使し、ヒューマンインターフェースに優れ、また、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉機器の開発、医療機器の電気的安全性指導に立脚した信頼性の高い医療機器開発等に取り組む。

(7) バイオテクノロジー

東京都の新産業創出の一つとして、バイオテクノロジー・ライフサイエンス分野における研究開発の強化を図るため、都内の優れた技術力や加工力を活かし、バイオテクノロジーの基盤技術である分析・解析機器や医療機器、生体材料等のバイオツールの開発を推進する。特にバイオ分析チップ、バイオセンサなどを中心とした技術開発に取り組む。

(別紙2)

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年度～平成22年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	25,116
施設整備費補助金	197
自己収入	3,294
事業収入	1,688
補助金収入	62
外部資金研究費等	425
その他収入	1,119
計	28,607
支出	
業務費	21,975
試験研究経費	6,058
外部資金研究経費等	425
役職員人件費	15,492
一般管理費	6,632
計	28,607

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額、13,343百万円支出する。(退職手当は除く。)

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2. 収支計画

平成 18 年度～平成 22 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	28,287
經常費用	28,287
業務費	20,570
試験研究経費	4,653
外部資金研究経費等	425
役職員人件費	15,492
一般管理費	6,632
減価償却費	1,085
収入の部	28,287
經常収益	28,287
運営費交付金収益	23,773
事業収益	1,688
外部資金研究費等収益	425
補助金等収益	197
その他収益	1,119
資産見返運営費交付金等戻入	671
資産見返物品受贈額戻入	383
資産見返補助金等戻入	31
純利益	0
総利益	0

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3. 資金計画

平成 18 年度～平成 22 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	28,607
業務活動による支出	27,202
投資活動による支出	1,405
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	28,607
業務活動による収入	28,607
運営費交付金による収入	25,116
事業収入	1,688
外部資金研究費等による収入	425
補助金等による収入	259
その他の収入	1,119
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

関係法令

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

（2）その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（3）業務運営の改善及び効率化に関する事項

（4）財務内容の改善に関する事項

（5）その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第 1 項の認可をした中期計画が前条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第 28 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第 30 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。)を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

- 第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
- 4 設立団体の長は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財産の処分等の制限)

- 第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(役員の報酬等)

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業者の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- （2） その他法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（委員会の組織）

第3条 委員会は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局（以下「所管部局」という。）において、地方独立行政法人ごとに設置する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、所管部局の機関において処理する。

(委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(重要な財産)

第10条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抄）

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- （1） 法人の定款に規定する業務に関する事項
- （2） 業務委託の基準
- （3） 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

（中期計画に記載する業務運営に関する事項）

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- （1） 施設及び設備に関する計画
- （2） 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- （3） 人事に関する計画
- （4） 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項